

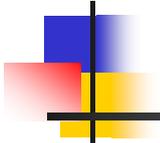
香川県の品質確保に向けた取り組みについて

香川県土木部
技術企画課 安 西 慎

目 次

1. 総合評価方式について
2. 低入札対策について
3. 公共土木施設の品質確保について（検査・監察）
4. 市町への支援について

平成26年度
公共工事品質確保技術者更新講習



香川県の品質確保に向けた
取り組みについて

平成26年10月3日(金)

香川県 土木部 技術企画課
安西 慎

1

目次

- 
- 
- 
- 1 総合評価方式について
 - 2 低入札対策について
 - 3 公共土木施設の品質確保について(検査・監察)
 - 4 市町への支援について

2

1. 総合評価方式について

【総合評価方式について】

・価格のみによる競争入札では

受注競争激化、低入札の急増、粗雑工事の発生、労働者等へのシワ寄せ ⇒ **品質低下懸念**

・品確法が施行(H17.4)⇒**価格と品質が総合的に優れた調達が必要**

・価格と品質で総合的に優れた調達への転換⇒**総合評価方式導入**

「総合評価方式の手引(平成26年4月)香川県土木部」

※香川県ホームページに掲載

(TOP⇒入札・契約情報⇒工事情報⇒関係規定集⇒入札・契約制度に関する規定)

※品確法の改正(H26.6)⇒**中長期的な担い手の確保、**

多様な入札方式を位置づけ、

予定価格のより適正な設定等が追加

総合評価方式を適用する工事

手引 P2 参照

平成26年度は、平成25年度に引き続き、一般競争入札による工事は、
全て総合評価方式で実施することとしています。

(3千万円以上の全ての工事、及び3千万円未満の工事の一部)

■ 適用区分

○高度技術提案型

技術的な工夫の余地の大きい工事。

○技術提案型

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事で、施工上の工夫等の
技術提案を求めるもの。

○施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画の提案を求めるもの。

○実績評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工計画等の提案は求めず、企業の
施工実績や配置予定技術者等により評価を行うもの。

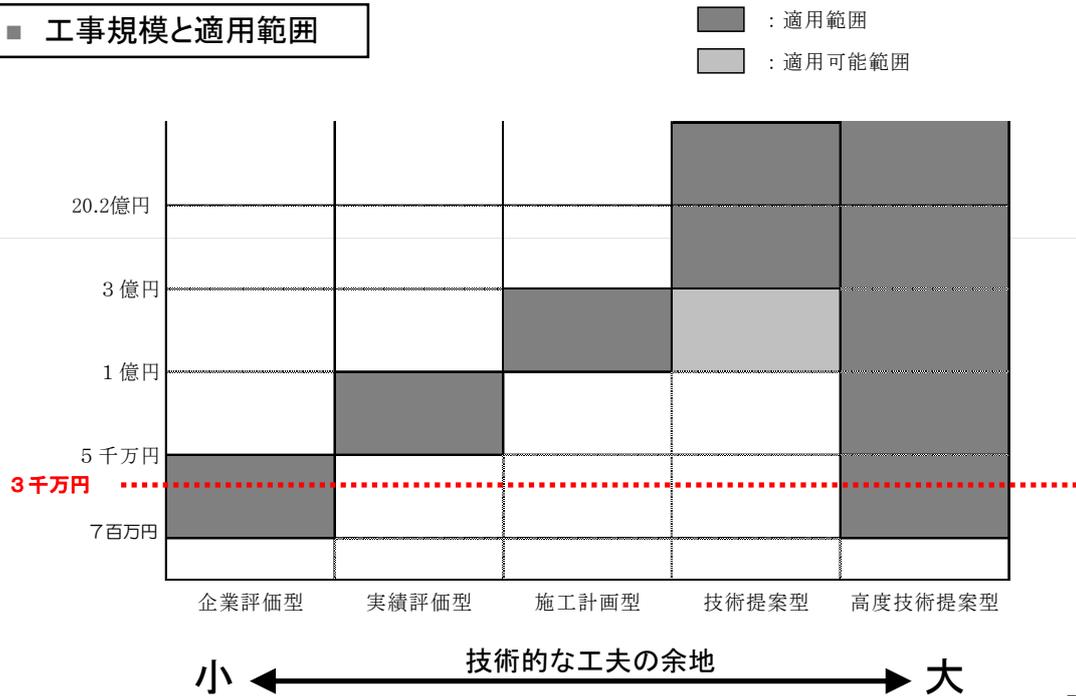
○企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業の工事成績評定点や地域精通度
等により評価を行うもの。

総合評価方式を適用する工事

手引 P3 参照

■ 工事規模と適用範囲



5

総合評価方式の実績について

	企業 評価型	実績 評価型	施工 計画型	技術 提案型	計	対象工事
H18	7	-	24	1	32	抽出して実施
H19	17	-	32	4	53	抽出して実施
H20	2	-	102	10	114	5,000万円以上の全ての工事
H21	419	-	68	9	496	3,000万円以上の全ての工事 及び 3,000万円未満の一部の工事
H22	546	67	21	13	647	3,000万円以上の全ての工事 及び 3,000万円未満の一部の工事
H23	602	75	16	6	699	3,000万円以上の全ての工事 及び 3,000万円未満の一部の工事
H24	620	70	23	6	719	3,000万円以上の全ての工事 及び 3,000万円未満の一部の工事
H25	625	84	28	7	744	3,000万円以上の全ての工事 及び 3,000万円未満の一部の工事
計	2,838	296	314	56	3,504	

※ 技術提案型には、H20年度以前の旧標準型を含む。

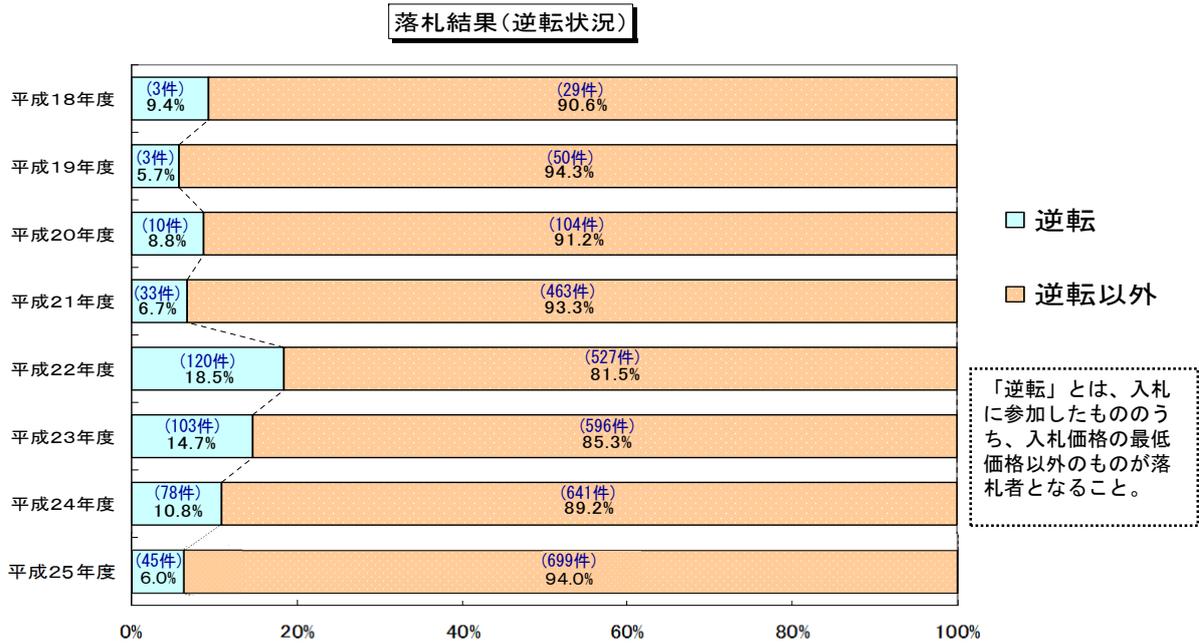
※ 施工計画型には、H20年度以前の旧簡易型Aタイプを含む。

※ 企業評価型には、H20年度以前の旧簡易型Bタイプを含む。

6

総合評価方式での落札状況

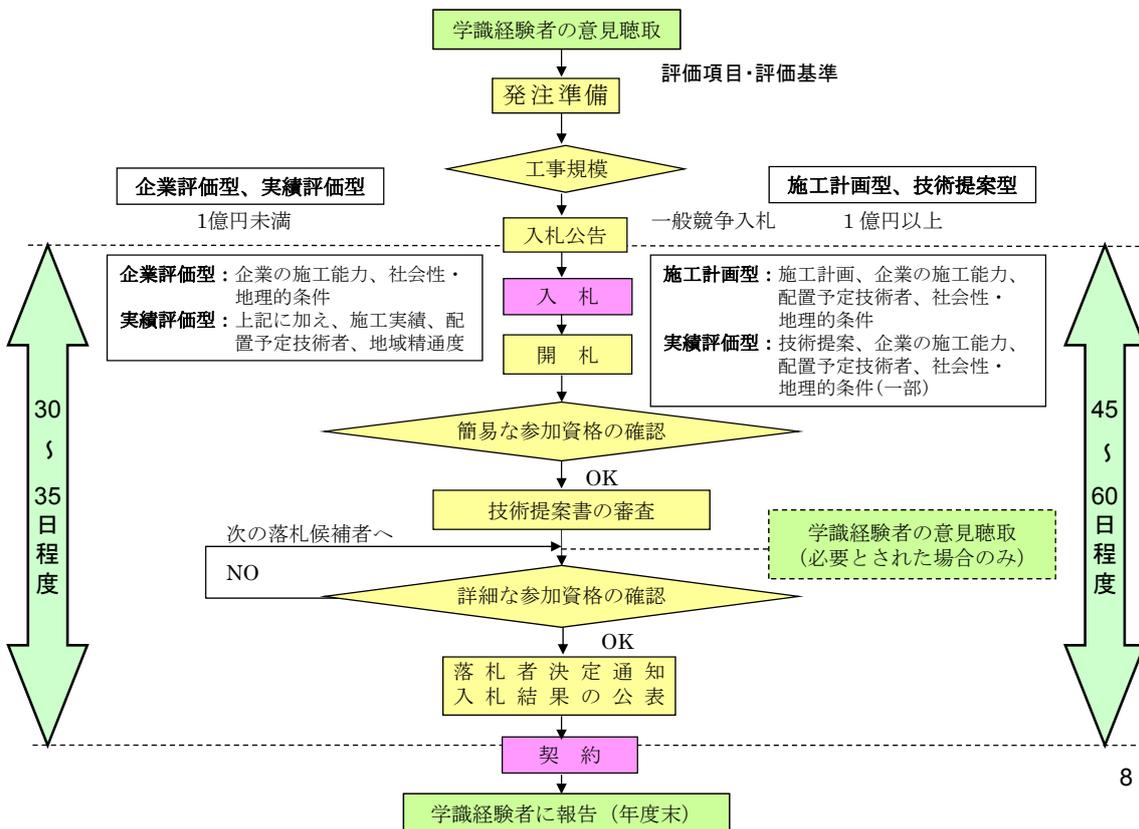
総合評価方式における落札結果(価格提案での逆転状況)



平成18年度～25年度における総合評価方式による入札件数3,504件のうち、逆転件数は395件(約11.3%)であった。

実施フロー (概略)

手引 P4 参照

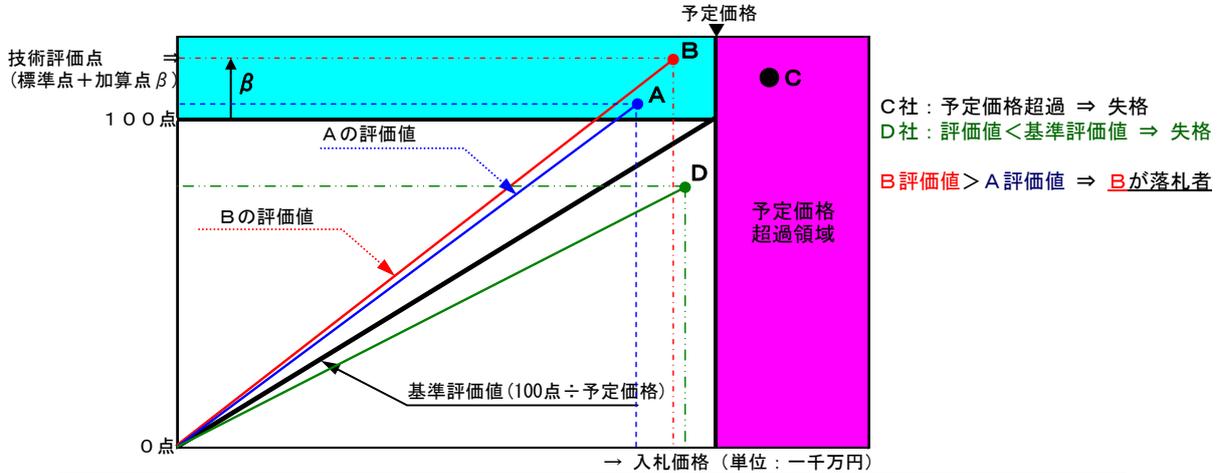


総合評価算定基準

手引 P5 ~ 6 参照

原則、**除算方式**で行います。

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格 (単位：一千万円)
(技術評価点 = 標準点100点 + 加算点)



☆標準点：100点

発注者が求める技術提案書を提出すれば100点を付与。

☆加算点：10～30点以内

技術提案や過去の工事成績等により得られた得点から換算して算出。

9

総合評価算定基準

手引 P5 ~ 6 参照

各方式の加算点について
(技術評価点 = 標準点100点 + 加算点10～30点)

(加算点)

- ① 高度技術提案型：30点
- ② 技術提案型：30点 (配点合計：350点)
- ③ 施工計画型：20点 (配点合計：280点)
- ④ 実績評価型：15点 (配点合計：210点)
- ⑤ 企業評価型：10点 (配点合計：170点)

評価項目及び配点

手引 P7 参照

評価の視点	評価項目	配点			
		企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術評価型
技術提案	1. 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項 2. 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項 3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項	-	-	-	175
施工計画	4. 本体構造物等の品質管理方法の適切性 5. 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性 6. 環境・安全対策等、社会的要請に 周辺環境に関し配慮すべき事項 関する事項への適切性 地球温暖化防止対策	-	-	20	-
企業の施工能力	7. 過去5年間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	-	10	10	10
	8. 過去4年間における香川県発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	35	35	35	35
	9. 受注能力	15	15	15	15
	10. 直近の香川県発注工事の工事成績評定点	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)
	11. 香川県優良建設工事表彰	10	10	10	10
	12. 機械・運搬具保有残高(減価償却後の金額)	10	10	10	10
配置予定技術者	13. 配置予定技術者の資格	-	5	5	5
	14. 主任(監理)技術者としての同業種工事の施工経験	-	10	10	10
	15. 過去5年間の継続教育(CPD)の取組状況	-	10	10	10
社会性・地理的条件	16. 地域精通度(営業拠点)	40	40	40	40
	17. 地域精通度(近隣での施工実績)	-	5	5	5
	18. ISOマネジメントシステムの取組	5	5	5	5
	19. 労働災害防止及び交通事故防止等への取組	15	15	15	-
	20. 災害時の活動体制	10	10	10	-
	21. 夜間等に緊急対応を行う維持修繕工事の受注実績	15	15	15	-
	22. 従業員数	7	7	7	7
	23. 建設機械の台数	8	8	8	8
	24. 下請けの県内業者の活用	-	-	5	5
	25. 低入札に対する評価	0(-60)	0(-60)	0(-60)	0(-60)
合計点		170	210	280	350
加算点		10	15	20	30

11

評価点から加算点への換算

手引 P5 参照

該当する評価項目の**評価点の合計**をもとに、**加算点に比例換算**

「企業評価型」での例

加算点〔小数1位止(2位四捨五入)〕

A社：得点合計110点： $(110/170) \times 10 = 6.47 \Rightarrow 6.5$ 点

B社：得点合計140点： $(140/170) \times 10 = 8.23 \Rightarrow 8.2$ 点

C社：得点合計130点： $(130/170) \times 10 = 7.64 \Rightarrow 7.6$ 点

D社：得点合計-40点： $(-40/170) \times 10 = -2.35 \Rightarrow -2.4$ 点

12

落札者の決定（計算例）

手引 P6 参照

評価値〔小数4位止（5位四捨五入）〕

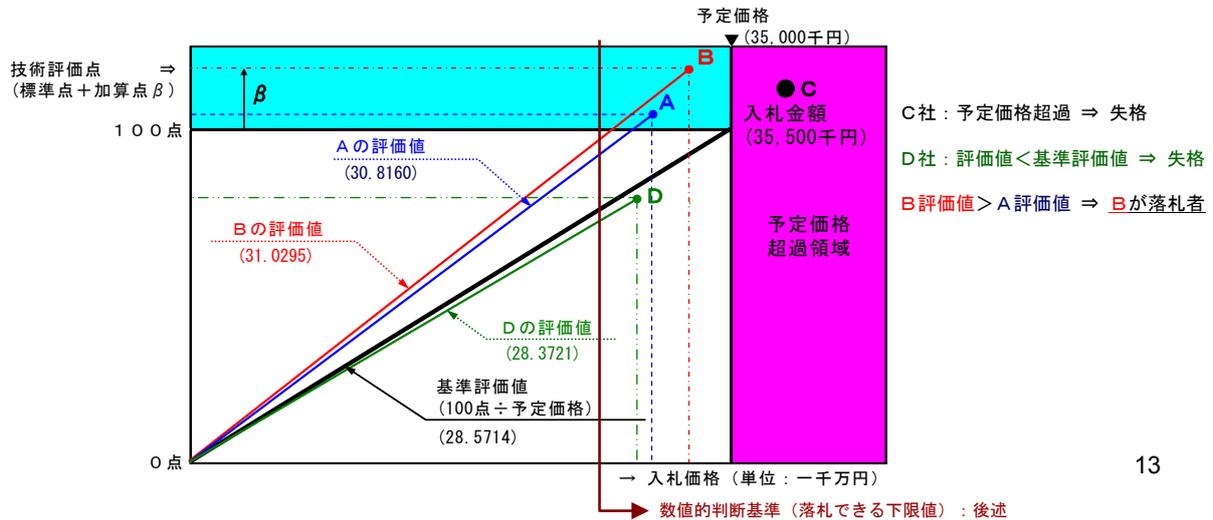
入札価格は1千万円単位
(消費税抜き)

A社：加算点 6.5点、入札価格 34,560千円： $(100+6.5) \div 3.456 = 30.81597 \dots$ 30.8160

B社：加算点 8.2点、入札価格 34,870千円： $(100+8.2) \div 3.487 = 31.02953 \dots$ 31.0295

C社：加算点 7.6点、入札価格 35,500千円：予定価格超過により失格

D社：加算点-2.4点、入札価格 34,400千円： $(100-2.4) \div 3.440 = 28.3721 < 28.5714$



13

評価項目と配点

手引 P8 参照

■ 技術提案（技術提案型：175点）

評価項目	配点	評価基準
1 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	175点	工事内容に応じて、5項目程度を設定します。 ただし、「3 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」として、 <u>地球温暖化防止対策（CO₂排出量削減等）</u> は、必須項目として設定します。
2 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項		
3 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項		

評価項目及び評価基準は、当該工事内容を考慮し、適宜設定することとしていますので、必ず入札公告の内容を確認してください。

14

評価項目と配点

手引 P9~P10 参照

■ 施工計画（施工計画型：65点）

評価項目	配点	評価基準
4 本体構造物等の品質管理方法の適切性	65点	○無筋コンクリートの品質管理対策 ○鉄筋コンクリートの品質管理対策 ○設備の品質管理対策
5 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性		○安全巡視 ○工事区域の立入防止施設 ○監視員・誘導員 ○交通対策（車道路面維持、歩行者対策、路面汚損防止、清掃対策）
6 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性		○騒音振動対策 ○水質汚濁対策 ○粉塵対策
周辺環境に関し配慮すべき事項 地球温暖化防止対策		○セメントにかかるCO ₂ 排出量削減の取組 ○骨材及び生コンクリートにかかるCO ₂ 排出量削減の取組

各評価項目については、工事案件毎に指定しますので、必ず入札公告で確認して下さい。

15

技術提案書

手引P8、20~24、33~35参照

様式第2号（技術提案）

【注意事項】

- ・共通仕様書の内容等について具体的・有効な提案である。
- ・多大な費用（過度な内容）の提案を求めるものではない。
- ・原則、設計変更の対象としない（自主的取組み）。
- ・着色部分に記載（様式、フォント変更禁止）する。
- ・明確で写真（2回/月以上）で確認できる提案である。
- ・履行確認方法が適切である。

注意

技術提案書はエクセルファイル形式で提出。（PDF形式等には変換しない。）

「手引」に提案のポイント等を記載していますので、参考にしてください。

- 下記の技術提案①~③について5項目程度設定。
- ①総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項
 - ②工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項
 - ③環境・安全対策等、社会的要請に関する事項
- ※工事内容に応じて設定。入札公告の内容を確認。
- 各評価細目の評価内容に応じて加点。

様式第2号(技術提案)

総合評価 技術提案書（技術提案）【土木工事(土木部)】

工事名		
提案企業名		
評価項目	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項	
評価細目	3-○. 地球温暖化防止対策(CO ₂ 排出量削減等)について	
共通仕様書等		
評価内容	・当該工事において実施する、地球温暖化防止対策(CO ₂ 排出量削減等)の取組みについて評価する。 ・提案項目数は、2項目(1項目1内容)以内とする。 ・有効な提案が2項目ある場合は○点、有効な提案が1項目ある場合は○点を加点する。	評価欄 点 点
提案事項	<p>当該工事における、地球温暖化防止対策(CO₂排出量削減等)について、具体的な取組み内容を提案すること。</p> <p>「技術提案型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。</p>	
履行確認方法	提案事項の履行確認方法を記載すること。(写真以外の確認資料が必要な提案の場合に記載すること。なお、写真による履行確認は原則必須とするため、写真の提出についての記載は不要)	
その他	様式第2号における作成上の注意事項及び提案事項の履行確認については、別添のとおりとする。	

16

技術提案書

手引P9～10、20～24、36～37参照

様式第2号（施工計画）

【注意事項】

- ・共通仕様書の内容等について具体的・有効な提案である。
- ・多大な費用（過度な内容）の提案を求めるものではない。
- ・原則、設計変更の対象としない（自主的取組み）。
- ・着色部分に記載（様式、フォント変更禁止）する。
- ・明確で写真（2回/月以上）で確認できる提案である。
- ・履行確認方法が適切である。

注意 技術提案書はエクセルファイル形式で提出。
(PDF形式等には変換しない。)

「手引」に提案のポイント等を記載していますので、参考にしてください。

- 提案事項①、②とも評価した場合は20点を、いずれか一方を評価した場合は10点を加点。両方とも評価できない場合は加点なし。
- 提案事項①、②のいずれか一方でも提案のない場合、当該項目は「-5点」の評価。
- 項目の半数以上で「-5点」評価となった場合、失格。

様式第2号(施工計画)

総合評価 技術提案書（施工計画）【土木工事(土木部)】

工事名		
提案企業名		
評価項目	1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性	
共通仕様書等	土木工事共通仕様書 第1編 3-6-9 養生 土木工事共通仕様書 第1編 3-6-4 打設、第7編 1-6-4 コンクリート堰堤工	
評価内容	・コンクリート構造物における、コンクリートの養生方法、吐出口と打込み面までの高さの管理方法の取り組みについて評価する。 ・提案事項①及び②両方を評価した場合に20点を、①又は②のいずれか一方を評価した場合に10点を加点する。	評価欄 点 20点
提案上の着目点	提案事項①:○○のため、○○が必要である。 提案事項②:○○のため、○○が必要である。	
提案事項①	<p>コンクリートの養生方法について(養生期間の提案は不要)</p> <p>○○工における、湿潤状態を保つための主な養生方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。</p> <p>「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。</p>	
提案事項②	<p>コンクリート吐出口と打込み面までの高さの管理方法について</p> <p>○○工における、コンクリート吐出し口と打込み面までの高さの管理方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。</p> <p>「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。</p>	
その他	様式第2号における作成上の注意事項及び提案事項の履行確認については、別添のとおりとする。	

17

評価項目と配点

手引 P10～12、38～39 参照

■ 企業の施工能力の評価

(技術提案型、施工計画型、実績評価型：～80点) (企業評価型：～70点)

評価項目	配点	備考
7 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	0.7規模以上 : 10 0.5規模以上0.7規模未満 : 5 0.5規模未満又は実績なし : 0	過去5年度間及び今年度完成のCORINS竣工登録同業種工事の実績(企業評価型は配点なし)。
8 過去4年間における香川県発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	8.0点以上 : 3.5 7.8点以上8.0点未満 : 3.0 7.6点以上7.8点未満 : 2.4 7.4点以上7.6点未満 : 1.8 7.2点以上7.4点未満 : 1.2 7.0点以上7.2点未満 : 0.6 7.0点未満又は香川県発注工事の成績評定点なし : 0	過去4年間とは、平成22年1月1日から平成25年12月31日までの期間。(上記期間で工事成績評定点を算定した工事件数が1件の場合、7.0点を加算し2で除して得た点数を平均点として評価。)
9 受注能力	0 : 1.5 0超 0.3未満 : 1.2 0.3以上0.6未満 : 9 0.6以上0.9未満 : 6 0.9以上 1未満 : 3 1以上 : 0	香川県発注の同業種工事における、過去4年度間(平成22年4月1日～平成26年3月31日)の工事受注年平均額に対する本年度の受注工事額の割合(当初契約金額ベース)ただし、本年度受注工事額から夜間等に緊急対応する維持修繕工事の受注実績を控除
10 直近の香川県発注工事の工事成績評定点	6.5点未満なし : 0 6.5点未満あり : -1.0	過去6ヶ月以内(開札日から6ヶ月以内)に完了した工事
11 香川県優良建設工事表彰	優秀表彰 : 1.0 優良表彰 : 0.5 表彰なし : 0	過去2年度の同業種工事複数の場合は配点の高いほうで評価
12 機械・運搬具の保有残高(減価償却後の金額)	2,000万円以上 : 1.0 1,000万円以上2,000万円未満 : 0.5 1,000万円未満 : 0	機械・運搬具(建設機械等)の残存価格

18

評価項目「受注能力」

手引 P11~12 参照

○算定式

$$\text{受注能力} = \frac{\text{①「同業種工事」の本年度受注工事額}}{\text{②「同業種工事」の過去4年度間の工事受注年平均額}}$$

ただし、「同業種」の過去4年度間の工事受注年平均額が、
基準受注額を下回る場合は、

$$\text{受注能力} = \frac{\text{①「同業種工事」の本年度受注工事額}}{\text{③基準受注額}}$$

本年度受注工事額、過去4年度間の
工事受注年平均額ともに、**当初
契約金額（税込み）**で算定。

【評価例】

- ・ABC建設[仮称]（土木一式工事、Aランク）の場合

年度	各年度の受注額 (土木一式工事)	②過去4年度間の 工事受注年平均額	③基準受注額
H22	60,000千円	60,000千円	45,000千円
H23	70,000千円		
H24	50,000千円		
H25	60,000千円		

金額②が金額③を
上回っているため、
金額②が受注能力の
算定式の分母とな
る。
(金額②が金額③を
下回る場合は、金額
③が受注能力の算定
式の分母となる。)

- ・ABC建設[仮称]の平成26年度工事受注（土木一式工事）状況と受注能力・配点

	①H26受注額	受注能力=①/②	配点
H26.6末時点	20,000千円	0.33	9
H26.8末時点	40,000千円	0.67	6
H26.10末時点	70,000千円	1.17	0

※計算上の仮の数値
「過去4年度間の同業種・ランク毎の1業者あたり
年平均受注額」を基に設定する数値

①H26受注額については、夜間等に
緊急対応を行う維持修繕工事の受注
実績を控除する

19

評価項目と配点

手引 P13~15、38~39 参照

■ 配置予定技術者の評価

（技術提案型、施工計画型、実績評価型：25点）

※企業評価型は配点なし。

評価項目	配点	備考
13 配置予定技術者の資格	取得後5年以上：5 取得後5年未満：3 取得なし：0	発注者の示した建設工事の種類に 対応する指定資格（開札日からの 5年で判断）
14 過去5年間及び今年度 完成の同業種工事の主任 （監理）技術者としての 同業種工事の施工経験	0.7規模以上：10 0.5規模以上0.7規模未満：5 0.5規模未満又は実績なし：0	元請工事として、過去5年度間及 び今年度に完成し、CORINSに竣工 登録した同業種工事での実績
15 過去5年間における継 続教育（CPD）の取組 状況	(50エット以上)／5年：10 (25エット以上50エット未満)／5年：5 (25エット未満)／5年：0	(一社)全国土木施工管理技士会連 合会、(公社)日本技術士会、(公 社)土木学会、(公社)日本建築士 会連合会、建築設備士関係団体C PD協議会が認定する5年間の単 位数が対象

評価項目と配点

手引 P15～19、40～42 参照

■ 社会性・地理的条件の評価 (1/2)

(技術提案型：～75点)(施工計画型：～110点)(実績評価型：～105点)(企業評価型：～100点)

評価項目	配点	備考
16 地域精通度 (営業拠点)	(例)県内本社評価 県内に主たる営業所：40 県内に営業所：20	①県内本社評価 ②県内評価 ③管内評価 ④地域内評価
17 地域精通度 (近隣での施工実績)	あり：5	土木事務所管内での実績
18 ISOマネジメントシステムの取組	両方取得：5 いずれか一方取得：3	ISO9001 ISO14001
19 労働災害防止及び交通事故防止等への取組	全ての取組あり：15 2つの取組あり：10 1つの取組あり：5	①建災防 香川県支部への加入 ②過去1年度間に死亡事故・労基の是正勧告等がなく、かつ墜落事故等防止の取組 ③交通事故防止の取組
20 災害時の活動体制	協定締結かつ体制あり：10 協定締結又は体制あり：5	加入団体と香川県との災害協定締結の有無、災害時に応急活動できる体制の有無
21 夜間等に緊急対応を行う維持修繕工事の受注実績	維持パト4回以上(雪氷2回以上含む)：15 維持パト4回以上(雪氷1回以上含む)：13 維持パト3回以上(雪氷1回以上含む)：10 維持パト2回以上(雪氷1回以上含む)又は維持パト3回以上：8 維持パト2回以上又は雪氷1回以上：5 維持パト1回以上：3	過去3年度間の受注実績 ※維持パトとは道路パト(舗装修繕、交通安全施設、路面清掃、植栽管理、ポンプ点検を除く)、河川パト(砂防、急傾斜を除く)、港湾パト ※雪氷とは雪氷管理、除雪に関するパト

※配点のない項目：[企業評価型(17、24)]、[実績評価型(24)]、[技術提案型(19、20、21)] 21

評価項目と配点

手引 P15～19、40～42 参照

■ 社会性・地理的条件の評価 (2/2)

(技術提案型：～75点)(施工計画型：～110点)(実績評価型：～105点)(企業評価型：～100点)

評価項目	配点	備考
22 従業員数	30名以上：7 20名以上30名未満：6 15名以上20名未満：5 11名以上15名未満：4 7名以上11名未満：3 4名以上7名未満：2 1名以上4名未満：1	常勤雇用者のうち、建設業に携わっている者の人数
23 建設機械の台数	15台以上：8 13台以上15台未満：7 11台以上13台未満：6 9台以上11台未満：5 7台以上9台未満：4 5台以上7台未満：3 3台以上5台未満：2 1台以上3台未満：1	災害時に使用される代表的な建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル)の保有台数及び長期リース契約台数
24 下請けの県内業者の活用	全ての一次下請けが県内業者又は元請(県内業者)が全てを自ら施工：5	県内業者とは県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者
25 低入札に対する評価	実績なし：0 当該入札で応札あり：-60 過去150日以内に応札実績あり：-60～	低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績

※配点のない項目：[企業評価型(17、24)]、[実績評価型(24)]、[技術提案型(19、20、21)] 22

技術提案書

手引 P38、39 参照

様式第3-1号 「作成上の注意」を熟読し、記載してください

総合評価 技術提案書（企業の施工能力、配置予定技術者、社会性・地理的条件）

工事名							
提案企業名							
【同業種工事の施工実績】							
建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	施工場所	最終契約金額	受注形態		
(大臣許可：00-000123) (知事許可：37-000123)	(旧(9桁)：1234-5678A) (新(10桁)：1234567890)			(JV工事の場合は出資比率に応じた金額を記入すること。)	(単体・經常JV・特定JV)		
【地域精進度（近隣での施工実績）】 【同業種工事の施工実績】に記載の工事が【地域精進度（近隣での施工実績）】に該当する場合についても、再度記載すること。							
建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	施工場所	最終契約金額	受注形態		
(大臣許可：00-000123) (知事許可：37-000123)	(旧(9桁)：1234-5678A) (新(10桁)：1234567890)			(最終契約金額は記入の必要なし)	(単体・經常JV・特定JV)		
【配置予定技術者】 複数人数記載している場合は、資格、CPD、施工経験の評価の合計点の最も低い者で評価する。 配置予定技術者の「氏名」の記載のない場合、入札参加資格の確認資料（様式第6号）に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。							
＜資格等＞							
番号	氏名	法令による資格（別表参照）		継続教育(CPD)の取組状況		発注者履行確認欄	
		資格名	資格取得年月日	取得数	証明期間の最終日	配置技術者	確認印
1		昭和 平成	・	取得数/5年	平成	・	・
2		昭和 平成	・	取得数/5年	平成	・	・
3		昭和 平成	・	取得数/5年	平成	・	・
＜施工経験＞ 番号は上記＜資格等＞と整合させること。（下記＜施工経験＞の1番は上記＜資格等＞1番の技術者についての経験を記入）							
番号	建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	最終契約金額	受注形態	従事役職	合計点
1							
2							
3							

技術提案書

手引 P40 参照

様式第3-2号 「作成上の注意」を熟読し、記載してください

総合評価 技術提案書（社会性・地理的条件）

工事名			
提案企業名			
【労働災害防止及び交通事故防止等への取組】			
項目	有	無	備考
建設業労働災害防止協会香川支部へ加入している			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。
過去1年度間に死亡事故及び労働基準監督署からの是正勧告等がなく、かつ墜落事故等防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、自社で作成した「墜落事故等防止取組計画」を添付すること。 ・過去1年度間に死亡事故が発生したもの、労働基準監督署からの是正勧告又は書類送検を受けたものについては、評価対象としない。 ・「墜落事故等防止取組計画」の添付のないもの、様式を改ざんするなどした場合には、評価対象としない。
交通事故防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、自社で作成した「交通事故防止取組計画」を添付すること。 ・「交通事故防止取組計画」の添付のないもの、様式を改ざんするなどした場合には、評価対象としない。
※「墜落事故等防止取組計画」及び「交通事故防止取組計画」（以下「取組計画」という。）については、提出された取組内容を工事着手時の施工計画書に反映し、竣工時に工事写真等実施状況が確認できる資料で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うことになる。また、当該工事において死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において、減点対象となる場合がある。			
【災害時の活動体制】			
項目	有	無	備考
加入している団体等が香川県と災害協定を結んでいる			協定名称 <input type="text"/> 団体等名 <input type="text"/> ・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、上記「協定名称」欄に協定名称を記載し、協定締結者が団体等の場合は「団体等名」欄に加入している団体等名を記載すること。 ・香川県との協定の締結者が団体等の場合は、団体等に今年度加入していることを証明する書類の写しを添付すること。 (ただし、加入団体が「(一社)香川県建設業協会」の場合は、所屬証明書類の写しの添付は不要とする。) ・香川県との災害協定でないもの、協定名称、団体等名の記載のないもの、団体等（「(一社)香川県建設業協会」を除く）の証明書の写しの添付のないものについては、評価対象としない。
災害時に応急対応が出来る体制が整っている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「有」の場合は、緊急時の社内の連絡体制及び自社で保有している資機材等の一覧表を添付すること。 ・「人員」「機材」「資材」の3つの資源については必ず記載することとし、いずれかでも記載が無い場合には、評価対象としない。 ・「機材」「資材」については必ず保有場所を記載することとし、保有場所が特定できない場合、また保有場所が遠方であり、災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合は評価されない場合がある。
※ 評価対象となる災害協定は、災害時における香川県への支援について、香川県（部局長等を含む）と締結しているものとする。 ※ 共通事項：「有」「無」欄に記入のない場合、「無」欄に「○」の記入のある場合は、添付書類等のある場合についても、評価対象としない。また、「有」欄に「○」の記入のある場合でも、発注者側で「有」の確認ができない場合は、評価対象としない。			

技術提案書

手引 P41 参照

様式第3-3号（施工計画型） 「作成上の注意」を熟読し、記載してください

総合評価 技術提案書（社会性・地理的条件）			
工事名			
提案企業名			
【維持修繕工事の受注実績】			
項目	有	無	備考
香川県発注の維持修繕工事の受注実績			<ul style="list-style-type: none"> 左欄の該当する方に「○」を記入すること。 香川県発注の維持修繕工事のうち、平成23年4月1日から平成26年3月31日までに完成した工事を評価対象とする。 香川県発注の維持修繕工事であれば、今回発注する土木事務所以外の実績についても評価対象とする。
<p>※ 評価対象となる維持修繕工事（以下「バト工事」という。）は、土木事務所発注の維持修繕工事のうち、夜間緊急対応が必要となる「道路維持修繕に関するバト工事（ただし、舗装修繕、交通安全施設、路面清掃、植栽維持、ポンプ点検を除く）」、「雪に関するバト工事（雪水管理に関するバト工事、除雪に関するバト工事）」、「河川維持修繕に関するバト工事（ただし、砂防・急傾斜を除く）」、「港湾維持修繕に関するバト工事」とする。ただし、当初契約時の工事内容にバト工事の内容が含まれない工事（変更契約時にバト工事の内容が新規計上される工事等）は評価対象としない。</p>			
【下請けの県内業者の活用】			
項目	該当する方に「○」印を記入	内容	
下請けの県内業者の活用		次のいずれかを満たす。 ①全ての一次下請けについて、県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者を一次下請業者として活用する。 ②県内に建設業法上の主たる営業所を有する元請業者（県から工事を受注した者）が工事の全てを自ら施工する。	
		上記以外	
<p>※ ここていう下請けは、元請業者（県から工事を受注した者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約によるものをいう。</p> <p>※ 一次下請けに県内に建設業法上の主たる営業所を有する業者でない者が一者でもある場合は、「上記以外」の方に「○」を記入すること。</p> <p>※ 二次下請け以降は評価対象としない。</p> <p>※ 加算評価となった場合は、工事契約締結後から工事竣工までの期間において、下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者との契約書（注文書、請書及び基本契約書等）及び現場監督業務等の中で履行確認を行うものとする。なお、竣工時には、履行確認表（様式第4-5号）を提出するものとする。</p> <p>※ 共通事項：「○」印記入欄に記入のない場合、「無」欄に「○」の記入のある場合は、評価対象としない。 また、「有」欄に「○」の記入のある場合でも、発注者側で「有」の確認ができない場合は、評価対象としない。</p>			

25

技術提案書

手引 P42 参照

様式第3-3号（実績評価型・企業評価型） 「作成上の注意」を熟読し、記載してください

総合評価 技術提案書（社会性・地理的条件）			
工事名			
提案企業名			
【維持修繕工事の受注実績】			
項目	有	無	備考
香川県発注の維持修繕工事の受注実績			<ul style="list-style-type: none"> 左欄の該当する方に「○」を記入すること。 香川県発注の維持修繕工事のうち、平成23年4月1日から平成26年3月31日までに完成した工事を評価対象とする。 香川県発注の維持修繕工事であれば、今回発注する土木事務所以外の実績についても評価対象とする。
<p>※ 評価対象となる維持修繕工事（以下「バト工事」という。）は、土木事務所発注の維持修繕工事のうち、夜間緊急対応が必要となる「道路維持修繕に関するバト工事（ただし、舗装修繕、交通安全施設、路面清掃、植栽維持、ポンプ点検を除く）」、「雪に関するバト工事（雪水管理に関するバト工事、除雪に関するバト工事）」、「河川維持修繕に関するバト工事（ただし、砂防・急傾斜を除く）」、「港湾維持修繕に関するバト工事」とする。ただし、当初契約時の工事内容にバト工事の内容が含まれない工事（変更契約時にバト工事の内容が新規計上される工事等）は評価対象としない。</p>			
<p>※ 「有」「無」欄に記入のない場合、「無」欄に「○」の記入のある場合は、評価対象としない。 また、「有」欄に「○」の記入のある場合でも、発注者側で「有」の確認ができない場合は、評価対象としない。</p>			

26

評価内容の担保

手引 P25~27 参照

技術提案は、落札者の決定に反映されているため、提案どおりの履行が前提。
技術提案の履行ができない場合は、工事成績の減点や違約金が徴収されます。

■ 工事成績の減点措置

工事成績の減点値 = { ((A - B) / A) × (該当項目の加算点 / 合計加算点) } × 10点

A : 入札時の技術提案の値

B : 施工後の実施に対する値

【計算例：施工計画型】 (対象工事毎に計算内容は異なる)

加算点 12.9点、契約金額 102,000,000円

・・・280点のうち施工計画で60点、その他実績等が120点 ⇒ 計180点

((180 / 280) × 20 = 12.9)

⇒ 工事後

施工計画での提案60点のうち、40点分が不履行

工事成績の減点値 = { ((60 - 20) / 60) × (60 / 180) } × 10

= 2.222・・・

≒ 2 (整数止め 少数1位四捨五入) ⇒ **2点減点**

【対象】

様式2 (技術提案、施工計画) のすべて

様式3-1 (配置予定技術者の資格、主任(監理)技術者としての

同業種工事の施工経験、継続教育(CPD)の取組状況

様式3-3 (下請けの県内業者の活用)

27

評価内容の担保

手引 P26、27 参照

■ 違約金の徴収

違 約 金 = C - C × ((D + E) / (D + F)) (違約金は1円未満切捨て)

C : 当初契約金額

D : 標準点 = 100点

E : 施工後の実施値における合計加算点

F : 当初入札時に記載した技術提案による合計加算点

【計算例：施工計画型】 (対象工事毎に計算内容は異なる)

加算点 12.9点、契約金額 102,000,000円

・・・270点のうち施工計画で60点、その他実績等が120点 ⇒ 計180点

((180 / 280) × 20 = 12.9)

⇒ 工事後

施工計画での提案60点のうち、40点分が不履行

((140 / 280) × 20 = 10.0)

違約金 = 102,000,000 - 102,000,000 × $\frac{(100 + 10.0)}{(100 + 12.9)}$

= **2,620,017円** (1円未満切捨て)

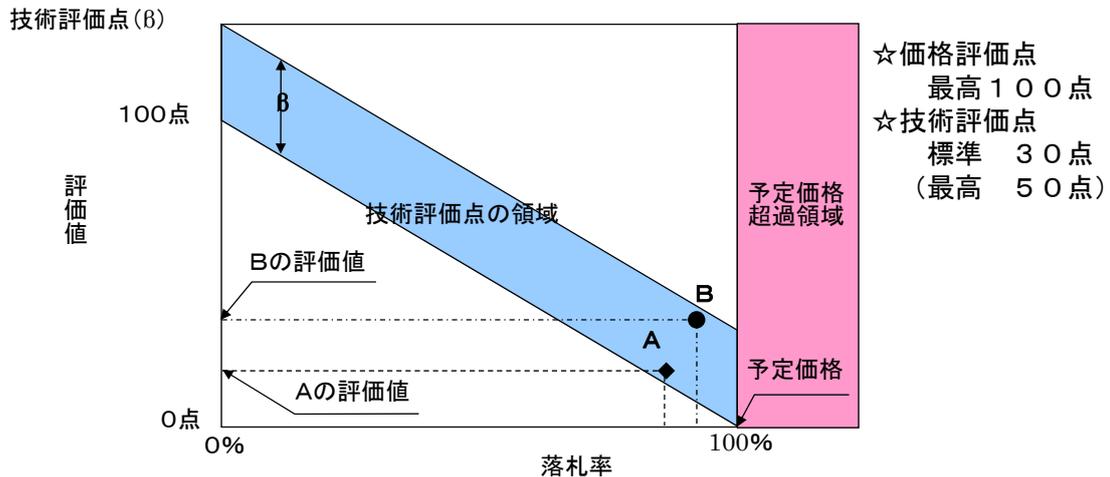
28

加算方式について

手引 P28、29 参照

本県では、評価値の算定は、原則、除算方式で行うこととしていますが、特に技術力にウェイトを置いた評価が必要な工事に、適用できることとしています。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= [100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})] + \text{技術評価点} \end{aligned}$$



29

学識経験者の意見の聴取

手引 P30 参照

発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために学識経験者の意見を聴取

【参考】地方自治法施行令（平成20年3月1日施行）

第六十七條の十の二 普通地方公共団体の長は、（中略）価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

30

2、低入札対策について

(1) 入札価格での対応

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発展を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいものであり、適切な施工体制の確保するために、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度等を設けて運用。

- ・一般競争入札においては「低入札価格調査制度」(⇒「数値的判断基準」を満たさないと失格)
- ・指名競争入札においては「最低制限価格制度」

また、国土交通省では、平成25年5月14日付けで、低入札価格調査基準価格の算定方式の見直しを行って、平成25年5月16日より適用を開始し、さらに同日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準 中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、同様の見直しが行われました。本県も同様に、平成25年6月1日以降の入札公告等を行う工事を対象に適用しています。

(旧)	(改正後)
ア 設計金額における直接工事費の 95%	ア 設計金額における直接工事費の 95%
イ 設計金額における共通仮設費の 90%	イ 設計金額における共通仮設費の 90%
ウ 設計金額における現場管理費の 80%	ウ 設計金額における現場管理費の 80%
エ 設計金額における一般管理費の 30%	<u>エ 設計金額における一般管理費の 55%</u>
※ア～エの合計額の105/100	※ア～エの合計額の105/100

【範囲：予定価格の7/10～9/10】

※計算式により算出した額が、上記の【範囲】を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

【数値的判断基準】

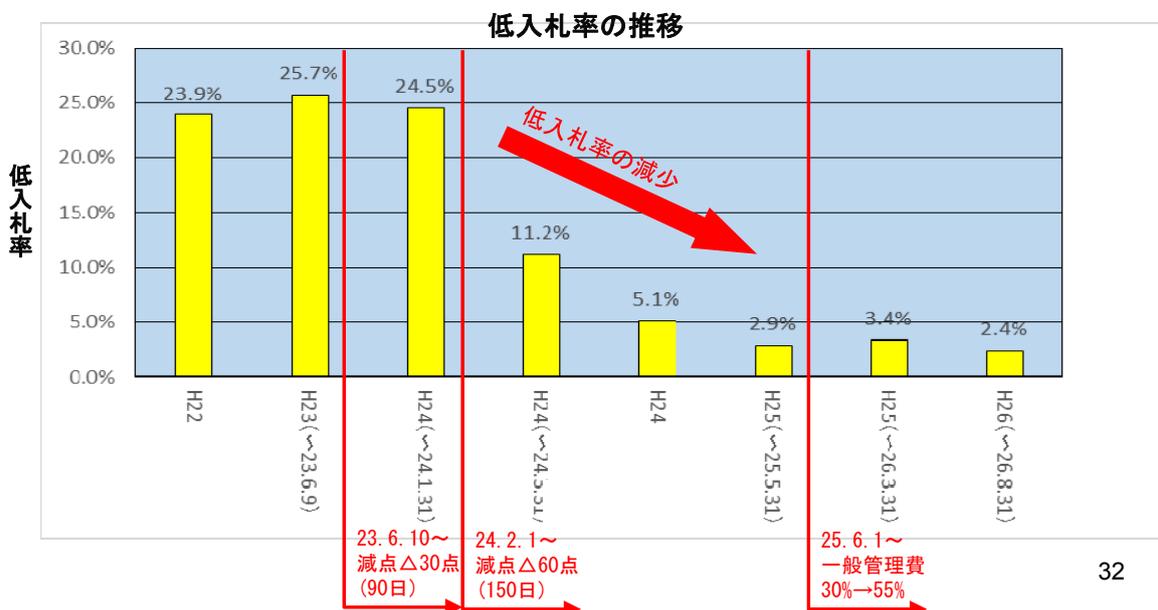
1	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の各費用が計上されていること。
2	直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が、次のア+イ+ウの金額(この金額が、予定価格を105/100で除した額の85%を超える場合には、予定価格を105/100で除した額の85%)以上であること。 ア 県の設計金額(直接工事費)の90% イ 県の設計金額(共通仮設費+現場管理費)の60% ウ 県の設計金額(一般管理費)の30%

31

(2) 総合評価での対応

香川県では、平成24年2月1日から、一般競争入札の落札者を決定する総合評価方式において、低入札価格調査基準価格を下回る応札者に対する減点評価を強化し、運用しています。

- ・減点数値 $\Delta 30$ 点 \Rightarrow $\Delta 60$ 点
- ・減点期間 $\Delta 90$ 日 \Rightarrow $\Delta 150$ 日



32

3、公共土木施設の品質確保について(検査・監察)

公共工事に対する検査【地方自治法 第234条の2（契約の履行の確保）】

「普通地方公共団体が、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れ、その他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令で定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査をしなければならない。」

※ 法定行為であり、施行令に基づき、検査は、「契約書、仕様書、設計書その他関係資料に基づき、行わなければならない。」こととされている。



上記に基づき、自治体において、「事務処理要綱」、「工事検査要綱」、「検査技術基準成績評定要領」等の具体的手続き内容を定め、検査業務を実施している。

※ 香川県では、「香川県建設工事検査要綱(H17.4.1)」、「香川県建設工事検査技術基準(H9.5.1)」、「土木工事施工管理基準及び規格値(H21.4)」、「香川県建設工事成績評定要領(H26.4.1)」など。

低入札工事に対する中間検査

工事検査員が行う、特に重要な工事施工状況等の確認は、中間検査実施基準に示す程度の2倍程度に強化。(例：鉄筋工1工事1回→2回) ⇒ **工事の品質向上への誘引**

33

公共工事に対する工事監察

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(H26.6.4)」第6条に基づき、発注者の責務のうち、工事の監督・検査・施工状況等の確認・評価等を適切に実施することで、**執行する工事の品質を確保**することとしている。

加えて、「香川県建設工事監察要綱(H17.4.1)」では、建設業の健全な発展を図るといった側面も持っている。

※ 旧工事監察要綱(H13.4.1)での主な目的は、土木部所掌建設工事について、「工事の円滑な施工と施工管理技術等の向上により、請負契約の適正な履行を確保すること。」及び「工事現場での適正な施工体制の確保を図ること。」が目的であり、工事目的物の確実な履行のための体制や、施工管理技術のレベルアップに主眼が置かれていた。

1. 工事監察の対象とする工事

- ① 当初の請負金額が 2,500万円（建築一式工事は 5,000万円）以上の工事。
- ② その他、契約担当者又は工事検査室長が必要と認めた工事となっているが、試行として、平成23年度より、1,000万円以上の工事も対象としている。

34

2. 工事監察の実施時期及び回数

- ① 工事着手後、概ね1ヶ月を経過、及び工事の出来高が概ね50%になったとき。
- ② 契約担当者又は工事検査室長が必要と認めた工事については、上記以外も実施。

※「低入工事の検査及び監察の強化について（依頼） H23. 7. 25）」の事務連絡において、**低入札工事**を対象に、①**1ヶ月～50%の間**、②**50%～完成時の間の2回**を追加することを基本とし、**監察強化**を実施中。

3. 工事監察の申請・実施・効果

- ① 工事監察の実施が必要となったとき。（工事執行者→工事検査室長）
- ② 工事検査室長が、工事検査室の職員2名を指名。
- ③ 受注者への事前通告なしに、建設業法等関係法令の規定に従った項目において、工事現場を点検。（技術者の配置状況、下請業者使用状況、施工計画書等の整備状況、建設業の許可等標識の掲示状況、安全管理状況 等）
- ④ 工事観察の結果、施工体制の不備があれば、工事執行者（発注者側の工事執行者）に通知。（工事執行者から受注者には是正命令を行い、措置状況を工事検査室に報告。）
- ⑤ 工事監察結果に応じ、竣工時の工事成績評定に反映。⇒品質向上の誘引

35

4. 市町への支援について

市町において総合評価方式の入札契約業務を実施する場合には、各市町で学識経験者への意見聴取を行うこととなり、その際に県が支援を行っています。

【県の支援策】

市町における総合評価方式の取組みを支援するため、市町の要望に応じ、県の公共工事の発注者として実務経験を有する県の職員が、委員会の委員として助言等を行うなど、必要な対応を実施することとしています。

- ① 地元の建設業界の状況に詳しいもの ⇒ 土木事務所 技術次長等
- ② 総合評価の実務に詳しいもの ⇒ 技術企画課 課長補佐

36

市町支援の実施状況

年度	H24、H25の実施状況			総合評価 実施	備考
	委嘱あり	内訳			
		補佐	次長等		
さぬき市	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	長尾土木
東かがわ市	〇〇	〇〇		〇〇	
三木町					
高松市					高松土木
直島町					
土庄町	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	小豆総合
小豆島町	〇〇	〇〇	〇〇	〇	
丸亀市	〇〇		〇〇	〇〇	中讃土木
坂出市					
善通寺市					
宇多津町					
綾川町					
琴平町					
多度津町	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
まんのう町	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
観音寺市	〇	〇			西讃土木
三豊市	〇〇	〇〇	〇〇		
計	8(9)	7(8)	7(7)	6(7)	

37

ご清聴ありがとうございました。(終)



38